

# 会計年度任用職員募集要項

## 1. 職種・受験資格・募集人員

職種	受験資格	募集人数
留守家庭児童会室 指導員	下記の①または②のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格を有する人 ②放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第1号から第10号までのいずれかに該当する人 ※別紙参照	3名程度

※地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する場合は受験できません。

## 2. 選考

### (1) 選考内容

#### <選考科目>

- ① 小論文…下記テーマに沿って、別紙小論文の様式を用いて、400字程度で作成し、選考申込時に選考申込書とともに提出するものとする。  
テーマ「仕事をする上で大切にしたいと思っている事柄と、そのために具体的に取り組んでいきたいこと。」
- ② 面接  
<面接日時> \*面接日時については、選考申込時に通知します。  
<受付・面接場所> \*受付・面接場所については、選考申込時に通知します。

### (2) 結果発表

合否に関わらず、受験者全員に通知します。

## 3. 選考申込

- (1) 選考申込書は、各選考申込書（子ども施設課にて配布、松原市ホームページより取得することも可能）を使用してください。
- (2) 選考申込書に必要事項を記入し、「3ヶ月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向4.5cm×3.5cm）を貼付し、434円分の切手、小論文と一緒に提出してください。  
※受験資格①又は②（別紙の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項）の第1号、第2号、第4号に該当する人は「資格証又は免許状等の写し（現姓と異なる場合は戸籍謄本を添付）」、②の第3号、第9号、第10号に該当する人は「経験を証する事業所の証明書（勤続年数と総勤務時間を明記したもの）」、②の第5号から第8号までに該当する人は「大学等の卒業証明書（専攻又は専修していたことが判るよう明記されたもの）」が必要です。  
※選考申込書の記入内容に事実と反する事項があれば、任用を取り消す場合があります。

- (3) 申込時に、選考受付票を交付します。受験当日は、選考受付票がなければ受験できませんので必ず持参してください。
- (4) 提出された書類は、一切返還いたしません。
- (5) 郵送による選考申込の受付も可とします。

#### 4. 報酬、勤務時間等

(1)	任用期間	任用した日から令和7年3月31日まで
(2)	報酬	月額 167,600円(年2回期末・勤勉手当あり)(令和5年度実績)
(3)	社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険にそれぞれ加入
(4)	勤務時間	月曜日から土曜日の週6日 ○月曜日から金曜日 午後1時から午後7時15分までの間の5時間15分 ○土曜日、長期休業日 午前8時15分から午後7時15分までの間の7時間45分 (休憩45分を含む) *時間外勤務あり
(5)	業務内容	松原市留守家庭児童会室の運営管理及び入室児童の健全育成

この選考についての問い合わせ先

松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 福祉部 子ども未来室 子ども施設課  
電話番号 072(337)3134

<放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準>

(別紙)

- 一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法 の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法 の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法 の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項 の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法 の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村が適当と認めたもの